

第四十八回 参議院運輸委員會會議錄第十八号

昭和四十年四月十三日(火曜日)
午後三時開会

委員の異動

四月九日

辭任

源田 実君
栗原 祐幸君
村山 道雄君
熊谷太三郎君

補欠選任

野上 進君
井野 碩哉君
河野 謙三君
上林 忠次君

四月十三日

辭任

中尾 辰義君

補欠選任

浅井 亨君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

松平 勇雄君

江藤 智君
金丸 富夫君
前田佳都男君
吉田忠三郎君

委員

加賀山之雄君
木暮武太夫君
平島 敏夫君
松野 孝一君
相澤 重明君
小酒井義男君
浅井 亨君
中村 正雄君

國務大臣

運輸大臣

政府委員

運輸政務次官
運輸大臣官房長

大久保武雄君
堀 武夫君

運輸省海運局長 若狹 得治君
運輸省自動車局長 坪井 為次君
事務局側
常任委員会専門員 吉田善次郎君

説明員

運輸省海運局参事官 高林 康一君

本日の會議に付した案件

○日本自動車ターミナル株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)
○港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(松平勇雄君) ただいまから運輸委員會を開会いたします。

初めに、委員の異動について報告いたします。
去る四月九日付をもって、委員源田実君、栗原祐幸君、村山道雄君及び熊谷太三郎君が辭任し、その補欠として野上進君、井野碩哉君、河野謙三君、上林忠次君が選任され、また、本十三日付をもって、委員中尾辰義君が辭任し、その補欠として浅井亨君が選任されました。

○委員長(松平勇雄君) 日本自動車ターミナル株式會社法案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。松浦運輸大臣。
○國務大臣(松浦周太郎君) ただいま議題となりました日本自動車ターミナル株式會社法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近における自動車による貨物輸送の發展は、道路網の整備と相まって急激な勢いで進み、かつ顯著なものがあつて、他方、大都市における道路交通のふくそうは激化の一途をたどつております。この

ような現状にかんがみまして、トラック輸送の合理化をはかり、あわせて道路交通の円滑化に資するための施策がきつて必要となつてきてゐるのであります。

このため、特に大都市及びその周辺の地域にすみやかにトラックターミナルを整備しなければならぬのであります。このトラックターミナルの建設は、用地の取得と施設の建設に膨大な資金を要します。またターミナル事業としての収益性は著しく低いので、民間資金のみによることはきつて困難な実情にあります。

したがつて、ここに、民間資金のほか、政府及び地方公共団体の出資による日本自動車ターミナル株式會社を設立して、大都市及びその周辺の地域においてトラックターミナル事業を行なわせようとするものであります。

次に、この法案の概要を申し上げます。
第一に、本會社は、大都市及びその周辺の地域において、トラックターミナル事業を行なうことを規定してあります。

第二に、政府及び地方公共団体は、會社に対して出資できる規定を設けるとともに、主務大臣たる運輸大臣の會社に対する所要の監督規定を定めてあります。

第三に、附則におきまして、會社の設立に關する手続規定を設け、政府は、會社の設立に際し、五千万円に相當する株式を引き受けるものとしたしました。また、昨年十二月十八日に民間出資により設立された東京トラックターミナル株式會社を本會社に吸収するため、東京トラックターミナル株式會社は、その營業の全部を本會社に出資することができるとしてあります。

その他諸税の減免等必要な規定を設けてあります。
以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(松平勇雄君) 引き続き補足説明を聴取いたします。坪井自動車局長。

○政府委員(坪井為次君) 日本自動車ターミナル株式會社法案につきまして、その概要を御説明いたします。

まず第一に、會社の目的であります。日本自動車ターミナル株式會社は、大都市及びその周辺の地域において、トラック輸送の合理化をはかり、あわせて道路交通の円滑化に資することを目的としてあります。

第二に、政府及び地方公共団体の出資を規定してあります。地方公共団体の出資に際しましては、自治大臣の承認を受けることになっております。

なお、この會社の当初の資本金としては、政府出資五千万円、東京都出資五千万円のほか、民間出資二億五千万円を予定してあります。

第三に、會社の事業の範圍であります。この會社は、トラックターミナル事業及びこれに付帶する事業を営むものであります。

なお、この會社は、昭和四十年年度には、東京都板橋区において、板橋トラックターミナルの建設に着手する予定であります。

第四に、會社に対する監督につきましては、會社は運輸大臣が監督することになっております。

會社の新株の發行、重要な財産の譲渡等、長期資金の借入れ、代表取締役及び監査役の選定等、毎營業年度の事業計画等につきましては、他の特殊會社の例にならぬ、運輸大臣の認可を受けなければならぬものとなっております。

第五に、會社の設立手続についてであります。

ている段階でございますが、いま御指摘のありましたような点が、非常に各地、ことに今後いろいろの工業地の造成というようにすることに伴いまして問題が多くなってくるかというふうに考えますので、これらの点については、各港湾管理者において十分配慮して、そのような問題を考えてから臨港地区指定を急ぐように、今後さらにいろいろ進めてまいりたいというふうに考えております。

○浅井孝君 それからもう一つは、ここに提案理

由のところに書いてありますが、「その著しい変化に対応して港の区域を定めあるいは特定港を指定して、臨機に、必要な交通規制を加えるためには、」と、こういうふうにあるのですが、この「臨機」というのはどういふことなのでしょう。

○説明員(高林康一君) 港則法ないし港域法におきまして港の区域をきめます現在までのやり方は、御存じのとおり、これは法律の別表においてこれをきめるということになっているわけでございします。そこで、実際問題といたしまして、港域の変更は常に法律改正をやらなければならぬというので、実は法律改正といたしまして、これはほとんど毎国会のように——先国会は提出いたしませんでしたが、毎国会のようにこれを改正する、またそれまで実は必要がございしてもその区域の設定というものをその期間においてはやれないというような状況にいままでなっているわけでございます。そこで、具体的に、たとえば相当交通が混雑している。そこで、特定港といたしまして、交通規制と申しますが、混雑整理をやる必要があるというような状況になりましたも、その間は法律改正を待たなければそれができないというふうな実態になるものでございますので、そういう意味で、必要な、交通の繁忙というふうなものを見ながら、実態に即して、そうして交通規制というものをやっていきたいという考え方でございます。

にあるものでしょうか。これは議会へ一々出すのはたいへんだというふうなふうに聞かえるのですが、それほど「著しい変化」というのがあるのだという、その理由をお聞かせ願いたいのです。

○説明員(高林康一君) 最近、港湾の工事等におきまして、非常に港の拡張ないしは非常に工事がひんぱんに行なわれているというのが実態だと思ひます。港湾の整備計画によりましてある程度長期的な見通しも立ててございますけれども、それらの個々の港湾内のそれぞれの工事の進捗というもののがやはり日ごとにございまして、そういうような関係でまあ一年間でそんなに大きく変化するというようなことはない場合もございますけれども、やはりわずかの間にかかなり港の性格というもの

のは違つてくる。たとえば大阪の堺港なんかにおきましても、わかずの間にすっかり埋め立てその他の関係が進んでまいるといふような状況になつております。その場合に、港全体としてはまだ完成していないといふことがございますけれども、それぞれのそのときの船舶の入港状況といふようなことから見まして、やはり必要な交通規制なりなんなりをやつていくべき区域が生じてくるわけでございます。そこでこういうものを「臨機」といふように考えたわけでございます。全体といひまして港湾整備の状況が、三十八年度末を考へますと、非常に従来のそれまでの状況に比べまして、たとえば防波堤の延長といふようなものが大体二倍程度になつてゐる、それから係留施設といふものも一・五倍程度に拡大してゐるといふような状況でございます。それに伴いますところゝの船舶交通量といふものがわずかの間にかなり變動してくるといふことに対応したい、こういうふうな考えております。

○浅井亭君 いまお話聞いていますというところ、大體そういうこともあり得るかとも思いますけれども、これを「臨機」とか、またこれらを政令です

ないとか、これは政令のほうがいい、こういうよ
うな事件、問題がちよいちょいあつたんですか、
困ったことが。そういうことがありましたら、ひ
とつそれをお知らせを願いたい。

○説明員(高林康一君) たとえば、先ほどちやうど申しましたが、大阪の堺の付近でございますけれど、泉北地区という地区がございます。泉北地区は大阪の堺市に続く工業地帯でございますが、三十八年当初は一部計画のみで工事施行の見通しははっきりしなかつたんですがございますが、三十八年の後年から事業が決定いたしましたして、土地造成が急速に進展いたしましたして、三十九年の秋に石油基地が完成しております。十月から六万トンタンカーが入港しておる。そこで、原油等のいわ

ば危険物というよりなものが大量に荷おろしされておりました。また、それに伴いますところの小型船舶というもののふくそうの度が非常に増しておるわけでございますが、この泉北地区につきましては、大阪港の港域の外になっておるわけで、そこでその間におきまして、その泉北地区の工事進展に伴いまして、港域の外にありますために、必要な交通規制というものは、やはり、ことに原油等の処理が多々ございますので、そういうよりな関係から、これを早くやる必要があるというふうに考えておったわけでございますけれども、そういうようなことで現在まで手がおくれておったというよりな状況でございます。たとえば、一例でございましてけれども……。

○浅井亨君 わかりました。以上、了解しました。

○江藤督君 前回の港則法の審議のときに、私、船員法上の船員と認めない船舶のいわゆる港の区域と、それから港則法とで、区域が違つておる港ですね、数と名前について御質問したんですが、そのときは資料がないというよりなことで保留になつておりましたので、この際一応その点はつき

さいます。港域法上の港名をいたしましては、**梅**
釜、それから**京浜**、それから**横須賀衣浦**、**伏木**、
富山、**坂出**、それから**尾道糸崎**——これは一つで
ございます、それから**堺**、それから**徳山下松**、**関**
門、**博多**、**長崎**、**佐世保**、**神戸**、この十四港につ
きまして——これは港域法上の港の名称でござい
ますけれども、これについて船員法がそれぞれ特
別な港の区域を定めておるといふ状況になってお
ります。

○江藤智君 その額は幾らですって。
○説明員(高林康一君) 船員法上の区分のにより
ますれば、二十二になります。
○委員長(松平勇雄君) 本案に対する質疑は、本
日は一応この程度といたします。

次回は四月十五日午後一時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十九分散会

四月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、新東京國際空港公団法案

新東京國際空港公団法案

目次

第一章 總則(第一條—第八條)

第二章 役員及び職員（第九条―第十九条）

第三章 業務（第二十条―第二十四条）
第四章 財務及び会計（第二十五条―第三十五

（条）

第五章 監督(第三十六條・第三十七條)

第六章 雜則(第三十八條—第四十條)

第七章 醫具(第四十一條—第四十三條)
附則

第一章 總則

(目的)

第一条 新東京国際空港公団は、新東京国際空港の設置及び管理を効率的に行なうこと等によ

り、航空輸送の円滑化を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、わが国の国際的地位の向上に寄与することを目的とする。

(新東京国際空港)

第二条 新東京国際空港は、次の要件を備える公共用飛行場として、東京都の周辺の地域で政令で定める位置に設置するものとする。

一 長期にわたつての航空輸送需要に対応することができものであること。

二 将来における主要な国際航空路線の用に供することができものであること。

(法人格)

第三条 新東京国際空港公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、運輸大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 公団の資本金は、五億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

3 公団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 公団でない者は、新東京国際空港公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法明治二十九年法律第八十九号(第十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法

人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第九条 公団に、役員として、總裁一人、副總裁一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 總裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、公団を代表し、總裁の定めるところにより、總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、總裁の定めるところにより、總裁及び副總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は運輸大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十一条 總裁及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 副總裁及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、總裁が任命する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人

であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 新東京国際空港に係る施設を使用して事業を営む者又はその者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

四 前二号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員の解任)

第十四条 運輸大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 總裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十六条 公団と總裁又は副總裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十七条 總裁及び副總裁は、公団の理事及び職員のうちから、公団の主たる事務所又は從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十八条 公団の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の仕事性質)

第十九条 公団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 新東京国際空港の設置及び管理を行なうこと。

二 新東京国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理を行なうこと。

三 新東京国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行なうこと。

四 前三号の業務に附帶する業務を行なうこと。

2 公団は、前項の業務に遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ運輸大臣の認可を受けて、次の業務を行なうことができる。

一 前項第三号に規定する施設以外の施設で、新東京国際空港を利用する者の利便を確保するために当該空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他政令で定めるものの建設及び管理を行なうこと。

二 委託に基づき、飛行場の工事並びに飛行場に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

(基本計画)

第二十一条 公団は、基本計画に基づき、飛行場の工事並びに飛行場に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

第二十一条 運輸大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを変更するときも、同様とする。

(業務の実施)

第二十二條 公団は、第二十条第一項第一号及び第二号の業務については、前条の基本計画に従い、かつ、航空法で定めるところにより、これを行なわなければならない。

第二十三條 公団は、第二十条第一項第三号又は同条第二項第一号の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

(業務方法書)

第二十四條 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五條 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六條 公団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十七條 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に

関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第二十條 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び新東京国際空港債券)

第二十九條 公団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は新東京国際空港債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、運輸大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九

条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和三十一年法律第二十号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第三十一條 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二條 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他運輸大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第三十三條 公団は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四條 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)

第三十五條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十六條 公団は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十七條 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十八條 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十九條 運輸大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条の基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 第二十四条第一項、第二十六条、第二十九条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十一条又は第三十三条の規定による認可

をしようとするとき。

三 第二十四条第二項又は第三十五条の規定により運輸省令を定めようとするとき。

四 第二十七条第一項又は第三十四条の規定による承認をしようとするとき。

五 第三十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

(罰則)
第四十一条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第四十三条 第七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律中第二条の規定は公布の日か

ら、その他の規定は同条の政令の公布の日後において政令で定める日から施行する。

(公団の設立)

第二条 運輸大臣は、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 運輸大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第三項の事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(日本国有鉄道から公団に転出した復帰希望職員に關する公共企業体職員等共済組合法の特例)

第六条 公団の成立の際現に日本国有鉄道の職員である国鉄共済組合の組合員(公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)以下この条において「法」という。)の長期給付に關する規定の適用を受けたい者を除く。以下この条において「組合員」という。)が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公団に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「公団職員」という。)となるため退職した場合において、その者が、公団職員となつた日

から六十日以内に、国鉄共済組合の運営規則で定めるところにより、その引き続き公団職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条において「復帰したとき」という。)の法第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を国鉄共済組合に申し出たときは、当該退職(以下この条において「転出」という。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公団職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公団職員として在職し、引き続き復帰したとき(その後六月以内に退職したときを除く。第四項において同じ。)は、法の長期給付に關する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公団職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公団職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3 復帰希望職員及び公団については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、法第六章(第六十六条第一項第一号及び第三号に掲げる金額に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十五条第一項中「組合員(前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「組合員」と、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額」とあるのは「公団は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「公団若しくは公共企業体」と読み替へるものとする。

4 復帰希望職員が引き続き公団職員として在職しなかつたとき(引き続き日本国有鉄道に復帰したときを除く。)は、国鉄共済組合は、運輸

省令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公団に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

(経過規定)

第七条 この法律の施行の際現に新東京国際空港公団という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八条 公団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 公団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(航空法の一部改正)

第十条 航空法の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「運輸大臣以外の者」を「運輸大臣及び新東京国際空港公団以外の者」に改める。

第五十六条を第五十五条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

(新東京国際空港等の設置又は管理)
第五十五条の三 新東京国際空港公団は、新東京国際空港若しくは新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第 号)第二十条第一項

第二号の航空保安施設を設置し、又は当該空港若しくは航空保安施設に運輸省令で定める重要な変更を加えようとするときは、運輸省令で定めるところにより、同法第二十一条の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 第三十八条第三項、第三十九条(第一項第三号及び第四号に係るものを除く。)及び第四十条の規定は、前項の工事実施計画の認可について準用する。ただし、第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定は、新東京国際空港を設置しようとする場合

における前項前段の規定による工事実施計画の認可以外の工事実施計画の認可については、当該認可に係る工事実施計画の実施により新東京国際空港の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずることとなる場合に限り準用する。

3 前項の場合において、第四十条中「第四十条第一項」とあるのは、「第五十五条の第三項」と読み替えるものとする。

第五十六条 第四十二条、第四十四条（供用の休止に関する部分に限る）、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十九条、第五十条、第五十一条第二項、第四項及び第五項、第五十四条並びに第五十四条の二の規定は、新東京国際空港公団が設置する新東京国際空港又は前条第一項の航空保安施設について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第四十三条第一項」とあるのは、「第五十五条の第三項」と読み替えるものとする。

第五十五条第二号中「第五十六条第二項」を「第五十五条の二第二項又は第五十六条」に改める。

（空港整備法の一部改正）

第十二条 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「国際航空路線」を「新東京国際空港及び国際航空路線」に、「政令」を「政令」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、新東京国際空港は、新東京国際空港公団が設置し、及び管理する。

第十二条中「運輸大臣」の下に、「新東京国際空港公団」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第十二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第一項第二号中「日本鉄道

建設公団」の下に、「新東京国際空港公団」を加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十三条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本鉄道建設公団」の下に、「新東京国際空港公団」を加える。

（登録税法の一部改正）

第十四条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ十の次に次の一号を加える。

一ノ十一 新東京国際空港公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

（印紙税法の一部改正）

第十五条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ七の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ八 新東京国際空港公団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十六条 所得税法（昭和四十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「新技術開発事業団」の項の次に次のように加える。

新東京国際空港公団（昭和四十年法律第 号）

（法人税法の一部改正）

第十七条 法人税法（昭和四十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「新技術開発事業団」の項の次に次のように加える。

新東京国際空港公団（昭和四十年法律第 号）

（地方税法の一部改正）

第十八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「日本鉄道建

設公団」の下に、「新東京国際空港公団」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「日本鉄道建設公団」の下に、「新東京国際空港公団」を加える。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

19 新東京国際空港公団が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（行政管理局設置法の一部改正）

第十九条 行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本鉄道建設公団」の下に、「新東京国際空港公団」を加える。

（運輸省設置法の一部改正）

第二十条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十四号の七の二の次に次の一号を加える。

四十四の七の三 新東京国際空港公団を監督すること。

第二十八号の二第一項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 新東京国際空港公団に関すること。

第八十三号の表中「一五、〇八五人」を「一五、〇六一人」に、「三三、七三四人」を「三三、七一〇人」に改める。

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、国電大崎駅貨物取扱の縮小反対に関する請願（第一五三三三号）

一、自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願（第一五五三三号）（第一五六七号）（第一五六八号）（第一六〇三三号）

第一五三三三号 昭和四十年三月二十六日受理

国電大崎駅貨物取扱の縮小反対に関する請願

請願者 東京都品川区五反田四ノ一東京荏原青果株式会社取締役社長 樋口 顕嗣外四十名

紹介議員 安井 謙君

大崎電車区新設に伴う大崎駅貨物取扱の縮小は、城南地区二百五十万人の消費者の日常生活に深刻な影響を与えるので、貨物利用者一同は全面的に反対であるから、大崎駅構内の改造にあつては、現在の荷役場及び荷役設備の機能を弱体化しないよう再検討のうえ、実施されたいとの請願。

理由

国鉄は、通勤輸送力増強計画の一端として、大崎電車区を新設、大崎駅貨物取扱いはホーム及び設備を大幅に縮小する事業計画を決定した。

大崎駅は明治三十四年二月設立され、昭和十九年国鉄主催による輸送協議会において、城南六区の最も重要な貨物駅として設備増強に指定されたのであるが、改修計画を遂行された場合は、現取扱の六十パーセントの減少が予想され主要生産企業の発展が阻害される。特に、青果市場の所在する当地区として、今後年々増加される青果物取扱いは、大崎駅が絶対必要であり、もし、他駅に依存しなければならぬ場合、食料品の鮮度の低下または運賃コスト高となつて、消費者の日常生活に深刻な影響を与えることは社会問題として看過しがたく、むしろ、現在の大崎駅を更に拡張して、真に消費者の利便をはかり市民生活の安定を望むのが国鉄の基本行政であり、一方面的改修計画は遺憾に堪えない。

第一五五三三号 昭和四十年三月二十九日受理

自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願

請願者 東京都杉並区永福町三六 福永五郎外二十六名

紹介議員 鈴木 恭一君

この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

第一五六七号 昭和四十年三月三十日受理
自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願

請願者 東京都文京区高田豊川町一三 石

井謙三外二十六名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

第一五六八号 昭和四十年三月三十日受理

自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願(三通)

請願者 東京都港区芝三ノ入ノ七号五洋運

輸株式会社代表取締役 井上辰五

郎外二十八名

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。

第一六〇三号 昭和四十年三月三十一日受理

自動車運送事業免許制度の維持強化等に関する請願

請願者 東京都足立区千住東町九三有限会

社柳川運送代表取締役 柳川直一

外二十六名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一三一九号と同じである。